

普 通 財 産 売 払 実 施 説 明 書

川越町が所有する普通財産（土地・建物）を一般競争入札により売り払います。

一般競争入札による売払いとは、一定の資格を有する不特定多数の方が入札の方法により競争し、川越町があらかじめ定めた価格（以下「最低売却価格」という。）以上で最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

売払物件は、現状有姿で工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなります。

入札に参加される方は、この説明書、公告、入札要領及び入札注意書、町有財産売買契約書（案）につきましては、必ず内容を確認のうえ、申込手続きをされますようお願いします。

売払い物件、現場説明会、入札受付・入札開始日時・場所、最低売却価格のご案内

1 一般競争入札に付する売払物件

【物件名】

町有財産（川越町国民健康保険川越診療所医師住宅）

【土地】

所在地	地目	地積 (登記簿)	地積 (実測)
三重県三重郡川越町大字豊田字古 屋敷 1 0 1 9 番 1 1	宅地	166.78 m ²	166.78 m ²

【建物】

家屋番号	種類	構造	床面積	建築年月日
1019 番 11	居宅	木造スレートぶき 3 階建	1 階 : 70.37 m ² 2 階 : 72.02 m ² 3 階 : 34.76 m ²	平成 10 年 3 月 4 日

2 現場説明会及び内覧(現地見学)

現場説明会は原則行いませんが、以下の日程で内覧することが出来ますので、参加希望の方は、川越町健康推進課へ電話にて申込みをお願いします。

内覧日時は、申込みの際に日程調整いたします。

内覧及び受付期間：令和 7 年 1 0 月 2 日（木）から 1 0 月 1 6 日（木）まで（閉庁日は除く。）

※ 内覧期間終了間際での申込みの場合、ご対応できない可能性がありますので、ご了承ください。

3 入札参加申込受付の日時及び場所

公告の日から令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）まで（閉庁日は除く。）

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

川越町役場 3 階 総務課

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、次の金額を納めなければならない。

金 額：入札金額（見積金額）の 1 0 0 分の 5 以上

納付期間：入札参加申込手続完了後から入札開始時刻まで

5 最低売却価格

1 2, 8 8 2, 0 0 0 円

6 入札開始日時及び場所

令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）午前 9 時 0 0 分

三重県三重郡川越町大字豊田一色 2 8 0 番地 川越町役場 3 階 第 3 0 2 会議室

入札要領及び入札注意書

以下に入札要領及び入札注意事項を記載しています。必ず内容をご確認のうえ入札にご参加下さい。なお、不明な点がございましたら、末尾記載の事務担当までご遠慮なくお問い合わせください。

1 注意事項

- (1) 町有財産一般競争入札参加者は、当入札要領及び入札注意書、公告及び町有財産売買契約書（案）等を熟覧のうえ入札してください。これらについての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。また、入札対象物件は落札者が売買代金を納付したときに現況有姿で引渡します。現況有姿とは「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知のうえ入札に参加してください。契約後、契約の内容に適合しないものが発見された場合でも、町は責任を負いません。ただし、買主が消費者契約法にいう消費者（個人）に該当する場合は、この限りではありません（町有財産売買契約書（案）をご確認ください。）。

2 物件の確認について

入札参加者において、必ず現地をご確認ください。「物件調書」は、物件の概要を把握するための資料ですので、入札までに、入札参加者自身において、現地及び利用に係る諸規制等について調査確認を行ってください。

3 入札参加資格

入札に参加していただけるのは、個人及び法人で、次の要件を満たしている方です。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当する者でないこと。
- (4) 川越町から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中にある者でないこと。
- (5) 入札に参加する個人の住所地又は法人の所在地において市町村税、地方消費税等を滞納している者でないこと。

4 入札参加申込受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間	公告の日から令和7年10月16日（木）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※閉庁日（土曜、日曜、祝日等）の受付は行いません。
受付場所	川越町役場3階 総務課

5 申し込み方法

入札参加希望者は、申込受付期間内に一般競争入札参加申込書その他必要書類を郵送又は受付場所へ提出して申込手続きを済ませてください。1物件に対し2名以上の連名（共有）

による申込みも可能です。

書類確認の結果、入札参加資格のない方にのみ、令和7年10月20日（月）に電話連絡します。

6 提出書類等

法人、個人共通提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 完納証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ④ 印鑑証明書

法人のみ提出書類

- ① 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ② 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）（税務署が3ヶ月以内に発行したもの）
- ③ 法人役員名簿

個人のみ提出書類

- ① 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
- ② 身分証明書（本籍地市区町村長発行）
- ③ 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2）（税務署が3ヶ月以内に発行したもの）

7 申し込みにあたっての留意事項

- （1）落札後の売買契約及び所有権移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行えません。
- （2）入札参加申込の変更及び取り下げは、申し込みの受付期間内に限って行うことができます。
- （3）電話（ファックスを含みます。）、インターネットメール等による申込受付は行いません。
- （4）申込手続きが完了したときは、一般競争入札参加受付済書及び入札保証金納入通知書をお渡します。
 - ・一般競争入札参加受付済書は、入札日に必ず持参してください。
 - ・入札保証金納入通知書は、入札保証金を現金による納付を行う場合にご利用ください。

8 入札保証金について

- （1）入札保証金は、入札金額（見積金額）の100分の5以上です。
- （2）入札参加希望者は、入札参加申込手続完了後にお渡しする入札保証金納入通知書にて入札開始時刻までに、川越町役場、指定金融機関又は収納代理金融機関（川越町HPにてご確認ください。）にて納付してください。

なお、上記の方法以外に川越町会計規則（昭和51年規則第2号。以下「規則」という。）第77条第2項に掲げる担保の提供により、これに代えることができる。
- （3）入札保証金は、落札者以外の方に対しては、入札保証金受領書と引き換えに入札終了後に還付します。落札者の入札保証金は、契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として町で保有します。なお、入札保証金は、契約保証金又は売買代金へ充当することができます。
- （4）入札保証金に対する利息の支払いを請求することはできません。

- (5) 落札者は、契約相手方の決定通知を受けた日から原則として5日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は町に帰属することになります。

9 質問及び回答

本入札に関して質問があるときは、書面で申し出ることができる。

- (1) 受付期間 令和7年10月17日（金）正午まで（必着）

- (2) 提出方法

郵送又は電子メールにより物件に関することは川越町役場健康推進課、入札に関することは川越町役場総務課へ提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、質問書を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。

- (3) 回答

令和7年10月21日（火）正午から町ホームページにて公開する。

質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

10 予定価格（最低売却価格）について

予定価格（最低売却価格）は、12,882,000円です。

【内訳】

土地相当：9,670,000円

建物相当：3,212,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

11 入札受付について

入札日当日に入札会場にて、一般競争入札参加受付済書をご提出ください。また、本人確認を行いますので、身分を証明するもの（運転免許証等）を必ずご持参ください。

入札参加者は、入札保証金を納付したことを証する書類（領収書）又は規則第77条第2項に掲げる担保の提供を証する書類を入札受付時に提出してください。

12 入札について

入札開始日時	令和7年10月27日（月）午前9時00分から
入札場所	川越町役場3階 第302会議室

- (1) 入札開始時刻までに受付を済ませ、入札会場にご入室ください。入札開始時刻は厳守してください。開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できませんので、ご注意ください。
- (2) 入札書（町指定様式）には入札者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入のうえ押印するものとし、金額の記入はアラビア数字を用い、金額の頭に「¥」マークを記入してください。
- (3) 入札書への押印は、実印を押印ください。
- (4) 入札書を封筒（次ページの例を参照）に入れ、封印し、町担当者の指示に従い、提出してください。
- (5) 代理人による入札の場合は、委任状（別添様式）の提出が必要です。
- (6) 提出した入札書は、その事由のいかんに関わらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 規則第 82 条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 封筒の記載事項等に不備があるとき。
- ② 封筒の継ぎ目が、入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届出にて届出された印鑑（以下、「届出印」という。）を用いて封印されていないとき。
- ③ 封筒に記載された件名等と封入された入札書の件名等が異なるとき。
- ④ 町指定様式以外の入札書を使用したとき。
- ⑤ 入札書の入札金額の頭に「¥」マークの記入がないとき。
- ⑥ 入札書の金額、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- ⑦ 入札書の記載事項の全部又は一部が、消せるインクや鉛筆等の、訂正が容易にできる筆記用具で記入されているとき。
- ⑧ 入札書に実印（届出印）による押印がないとき。
- ⑨ その他町長があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(8) 次のいずれかに該当する入札は失格とします。

- ① 入札者が、事前公表の予定価格（最低売却価格）を下回る金額で入札したとき。
- ② 入札者が、指定した期日又は期限までに入札書を提出しないとき。

入札書用封筒（例） （封筒は任意のもので結構です）

（表）

The diagram illustrates the structure of a bid envelope. The front (表) is a rectangular box with the following fields: '開札日を記入' (Enter the date of opening) with a callout pointing to the '年 月 日' (Year, Month, Day) field; '件名 ○○○○○○○○○○○' (Subject); '入札書在中' (Bid Book Inside) in a red box; and '入札者住所 名称又は商号' (Bidder's address, name, or trade name). The back (裏) shows the envelope being sealed with three red circular stamps, each containing the character '印' (Seal). A callout '封緘' (Sealing) points to the first stamp, and another callout '実印にて継ぎ目を封印' (Seal the joint with the actual seal) points to the second stamp.

13 落札者の決定

- (1) 開札は、入札者又はその代理人の面前で行います。この場合、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札の結果、落札者がある時は、その者の氏名（法人にあつてはその名称）及びその金額を入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、町の予定価格（最低売却価格）以上であつて、最高の金額を入札したものに決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

14 入札結果について

入札結果については、町ホームページにて公表するとともに、総務課でも閲覧することができます。

15 売買契約の締結について

契約相手方の決定通知において、契約に必要なもの（収入印紙、契約保証金、売買代金等）を指示しますので、契約時までにご用意下さい。

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を、現金又は規則第93条第2項に掲げる担保の提供をもって納めなければなりません。残額については契約締結日から原則25日以内（別途応相談）に契約時に交付の納入通知書（払込書）によりお支払いいただく必要があります。

また、契約締結時に全額お支払いいただくこともできますので、落札時にどちらにするか予め決めていただきますようお願いします。

なお、入札保証金は、契約保証金又は売買代金へ充当することができます。

16 売買代金

売買代金の土地及び建物の内訳は、10の予定価格（最低売却価格）の内訳金額の割合により按分するものとし、建物の金額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

17 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認後に、町が管轄法務局に嘱託します。
- (3) 所有権の移転登記に必要となる登録免許税は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (5) 所有権移転登記は、登記簿数量で行います。

18 その他

本注意書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令及び川越町会計規則の定めるところによって処理します。

事 務 担 当

○物件に関すること

川越町役場 健康推進課

〒510—8123 三重県三重郡川越町大字豊田一色 314 番地

電話番号 059-365-1399 FAX 番号 059-365-2940

E メール k-kenkou@town.kawagoe.mie.jp

○入札に関すること

川越町役場 総務課

〒510—8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

電話番号 059-366-7113 FAX 番号 059-364-2568

E メール k-soumu@town.kawagoe.mie.jp